

意見書で提出された主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の考え方
 (一般国道126号改築工事 (銚子連絡道路))

○意見書の提出件数 1通

項目	番号	意見書の要旨	事業認定庁の見解
整備計画	1	横芝光町から匝瑳市へ向かう道路が何故左カーブになっているのか。安全性を考えると、下り坂でスピードが出やすいため、直進にする方が良いのではないか。	本件事業のルートについては、周辺土地利用への影響、主要道路との連絡性等を考慮して起終点の位置を決定した上で、その起終点を結ぶ一般国道126号の南側を通過する案、一般国道126号の現道を拡幅する案、一般国道126号の北側を通過する案の3案について比較検討を行っており、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、集落、自然公園等を避けながらできるだけ最短距離で結ぶ一般国道126号の南側を通過する案が合理的であると認められる。 また、道路の曲線半径及び縦断勾配については、道路構造令の規定値を満足していることから、妥当なものと認められる。
その他	2	土地収用法に基づき周知措置として設置しようとしている看板はどこに立てるのか。収用しようとしている自分の土地に立てるのか。	看板の設置位置については、本件事業の認定の可否の判断において考慮すべき事項ではない。 なお、意見書提出者の土地に看板を設置しない旨、起業者から確認している。